

仙台市いじめ問題専門委員会 議事録

(第35回 仙台市立小学校児童の死亡事案(平成30年11月)に係る調査部会)

教育相談課作成

- ◆ 日 時 令和3年10月20日(水) 午後6時10分から午後8時01分まで
- ◆ 場 所 本庁舎 2階 第1委員会室
- ◆ 出席委員 ◎部会長 ○副部会長

No.	氏 名	出欠
1	○ 安保 英勇	出
2	伊藤 龍仁	出
3	◎ 小野純一郎	出
4	甲斐田沙織	出
5	新免 貢	出
6	鈴木久米男	出
7	高田 修	出

・敬称略 ・50音順

1 開会

(教育相談課主幹)

それでは、仙台市いじめ問題専門委員会(第35回仙台市立小学校児童の死亡事案(平成30年11月)に係る調査部会)を始めさせていただきます。一部委員にはリモートによる参加をしていただいておりますことをご了承願います。

2 部会長あいさつ

(教育相談課主幹)

まず、小野部会長よりご挨拶をお願いいたします。

(小野部会長)

小野でございます。この当地仙台は、かなり涼しいというかも寒い気候になってまいりました。本日も4名の委員の方はリモート参加なんですけれども、1名、伊藤委員がまだ間に合っておりません。この仙台の場所にいるのは3名の委員ということで、始めさせていただきます。本日は久しぶりに一部公開ということになりましたので、充実した議論ができますように努めたいと思います。どうぞよろしくをお願いいたします。

3 報告・協議

(教育相談課主幹)

小野部会長、ありがとうございました。それでは、この後の協議につきましては、小野部会長に進

めていただきたいと存じます。小野部会長、よろしくお願いいたします。

(小野部会長)

それでは、協議に入ります。本日の協議につきましては、前回の最後に確認いたしましたとおり、前半部分は、甲斐田委員と私がそれぞれ執筆担当した部分につきまして迷った点、あるいは他の委員の意見を聞きたいという点を出していただきまして、これを公開で議論するというのを前回の部会で確認いたしました。後半につきましては、答申第2稿の内容について、修正したほうが良いなどの具体的な内容についての委員間の意見の調整や修正を一つずつ確認して行っていくということですので、この部分については非公開で行うということをお前回確認したところです。どうぞよろしくお願いいたします。まず、資料について、事務局から説明をお願いします。

(教育相談課長)

委員の皆様事前に郵送いたしました資料は、参考資料20、第34回分、第34回の議事録未定稿、第34回記者会見記録未定稿、参考資料47表紙、見て分かる不登校対策マニュアル、不登校対策ハンドブック、調査報告書（答申案第2稿）に関する各委員からの意見をまとめたもの、文部科学省の通知「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」、お二人の委員からの第2稿と、第2稿への追加分、以上となります。

(小野部会長)

今、資料の中で、見て分かる不登校対策マニュアル、それから不登校対策ハンドブックの取り扱いですけれども、従前、いじめのマニュアルやハンドブックも資料として取り扱っておりますので、これも同様の扱いで資料としたいのですが、よろしいでしょうか。特に異議がないということで、資料とさせていただきます。それでは本日、前回同様、執筆を担当いただいた委員の皆様から、担当した執筆内容について委員間で方向性を確認したい部分等を挙げていただいて、その部分の議論をしていきたいと思っております。まず、甲斐田委員から、この間に提出いただきました第2章第3節（4）欠席・校長室登校の部分について、甲斐田委員のほうから、執筆において迷った部分や、あるいは他の委員から意見を確認しておきたい点ということに絞ってご説明をお願いしてよろしいでしょうか。では、甲斐田委員、お願いします。

(甲斐田委員)

どうぞよろしくお願いいたします。この間提出したのが、小野部会長より説明していただいた、事案の検討、学校の認識・対応の不登校及び校長室登校の部分。この部分については、不登校日数、不登校日程等については別の委員の担当ということで、そこに対する学校の認識や対応とその問題点という視点に絞って、厳密な日数であるかどうか、不登校該当の時期であるかどうかそういった視点ではなくて、経緯、内容、その評価というところで書いています。迷った部分というよりも、資料等について、安保委員からも前回ご指摘いただいて、教育委員会からハンドブック等資料を頂いて、それらの基となっている法令通達は何かということを確認して、直前の配付にはなってしまったんですけれども、この「不登校児童生徒への支援の在り方について」ということで、不登校に対する学校の対応についてまとめた通知がされているというところを確認して、これ平成28年版なんですけれども、共有しているのは。本件事案において適用されていたのはこれで、ただ、令和元年にこれ改正はされているんですけれども、今回の判断において参考引用するのは、この平成28年通知ということになります。ご意見いただきたいところという、一応、やっぱり客観的なマニュアルであるかどうか、指針・通知に沿った形でそこに対してきちっと対応があったのか、なかったんだったらなかった事実やその問題点

を指摘するという、全体の方針に沿った形で、通知において今回この通知にのっとってやらなければいけない部分というところを引用して、それがなされていたのかいなかったのかという、そういった視点での記載を心がけて書きました。ざっくり説明というか、まず不登校、校長室登校に至った経緯、これはずっと最初の時点で配付された資料でもって、資料5の出席・欠席・遅刻の一覧表、これを見るときもう6月25日以降の異常は一見して明らかということで、そこを前提として、不登校と校長室登校の経緯ということで書いています。校長室登校になったところについては、校長先生からのお誘いですね。「給食食べにおいで」だとか、そういうように誘って校長室登校が始まったという経緯について書いています。その内容として、学習指導要領にのっとったようなところは少なく、遊びが大部分であったり、一人で留守番しているときもあったというようなところを確認したのが、1ページのイの項です。ウの項でもって、その当該児童の不登校に対する学校の対処の評価ということで、ここにおいて支援通知に即した対処が欠けている部分が大きかったというところを指摘しています。あとは、不登校が生じないような学校づくりの面で既に問題があったということも、支援通知を引いて説明しています。特に、不登校が生じないような学校づくりという面で、通知されているいじめを許さない学校づくり、問題行動への毅然とした対応が大切ということが指摘されているにもかかわらず、そこに欠けていたのではないかとという部分。あとは、教職員の不適切な言動や指導は許されず、それが不登校の原因になっている場合は、懲戒処分も含めた厳正な対応が必要であることという注意喚起が不登校支援通達によってなされているというところを指摘して、そこに欠ける部分があったのではないかとこのところですね。これは委員の皆様のご意見も確認しないと、書き方にちょっと工夫が必要などころだとは思いますが、つまり仲直りの会ですね。仲直りの会が問題がある不適切な、当該児童の心情を傷つけるものであったという前提については、今までの会議の中で全体として共有できていると受けとめているんですけれども、その前提を基に、不適切な指導が不登校の原因となっている場合に当たると言い切っているのか、そうは言い切れないというお考えの委員もいらっしゃるんじゃないかとは思いますが、そうなんですよね、そののところ、原因となっている可能性があるだとか、ただ、再発防止のためにはこの関連を無視したり否定するような書き方は決してできないとは思いますが、その部分について、どういうふうに伝えれば再発防止に資することができるのかどうかというところについて、各委員のお考えを確認しなきゃいけない部分かなとは思いました。私の資料の読み込みと、この事案について再発を防止するためにはこれぐらいの書き方をしなきゃいけないんじゃないかということで、この2ページの(イ)の項を書いていますけれども、ここは異なるご意見等あるようでしたら、それも確認した上で検討していきたいなという部分ではあります。あとは、オの不登校児童に対する支援の不足ですね。特に基本的な姿勢として、校長のリーダーシップの下、組織的な支援体制を整えることが必要ということ。早期支援、アセスメント、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの連携、この4項目をまとめて、組織的・計画的な対応が必要なんだというところにまとめられると思うんですけれども、その点については以前検討して、各委員の意見もまとめたペーパーの中に出ているところなんですけれども、やはり組織的・計画的な支援には欠けていたというふうに見るほかないという、従前の協議を踏まえてそのような評価を書いています。あとは、家庭訪問を通じた児童生徒への積極的支援や家庭への直接的な働きかけという、不登校支援通知の中で挙げられている項目のところなんですけれども、このところについて、学校と、学校とというよりも、当該児童の保護者が学校に出した書類であるだとか、面談の記録であるだとか、学校側の記録であるだとか、学校と教育委員会との連絡記録であるだとか、そういったところ

で、今回の件についての当該児童のご家庭と学校側とのやり取りの記録というものはかなり大量にあるわけなんですけれども、ただ、それを全体として見ると、学校側が家庭に働きかけたり訪問したりして事態について対応したというよりも、当該児童の保護者からの申告や対処の求めに対して学校がレスポンスする、お待ちください、答えますからみたいな形で、受け身の対応が大部分であったというようなことは言えるのではないかと思います。ここのところ、ただ、ここの部分を書かないと、本件の事案についての、何でここまで重大事態に至るまで悪化してしまったのかというところの真相解明に欠けることになってしまうんじゃないかというのが、この4ページの下の方、5項にあるところなんですけれども、学校側において、当該児童、保護者の訴えに真摯に対応する姿勢に欠けていたんじゃないかという評価とその根拠です。これももちろん根拠なしに言っているような事柄ではなく、踏み込んだことにはなるんですけれども、根拠として、校長から当該児童の主治医へのお手紙であるだとか、このスクールカウンセラー、5ページの3行目の話を今しているんですけれども、このスクールカウンセラー聴取9ページ2行目というところ、すぐ見られる方は見ていただきたいし、お時間があるときにも見ていただきたいんですけれども、どうも校長のほうからスクールカウンセラーに対して、当該児童のお母さんが感情的な方だという伝え方をされていて、でもスクールカウンセラーがお母様と面談したときにはそういうふうには感じなかったんだけれども、という聴取内容が残されています。あとは、学校から教育委員会に対して、当該児童のお母さん、保護者の方の問題性を強調するようなやり取りが残っているということや、教育委員会の職員のその裏づけになるような聴取内容、そういったところからいって、つまり当該保護者の被害の訴えであるだとか、解決を求める訴えであるだとかを正面から受けとめない姿勢があったのではないかということが、一つの資料ではなくて複数の資料からそうであったのではないかと、記録を正面から見ればそういうふうを受けとめられる記載があったと考えて、そこのところについても、踏み込んではいけるかもしれないんですけれども記載しております。次が、そういったことで家庭と学校の信頼関係が損ねられていた、そういうところから見て、家庭に対する積極的な支援や適切な働きかけを学校がしていたと評価できないというのが、この第5項の学校の対応についての評価です。あと、不登校児童生徒の登校に当たっての受け入れ体制、5ページ目の6項の話なんですけれども、不登校児童生徒を温かい雰囲気迎え入れられるように、別室登校等も活用して、徐々に適応を図っていけるような指導上の工夫が重要であること。ここの点から見ると、本件校長室登校は、行って意義があったのではないかと、「給食を一緒に食べよう」とか、「お花を持ってきて」とか、「レジンやろうね」とか、そういう勉強とはちょっと無関係な、校長先生から誘われたら応じたくくなるような、堅苦しくない誘いかけをして、完全不登校になるのを防ぐという意味で、一つの工夫として意義のあるものだったという評価はできると。これは前回安保委員からご指摘いただいて、なるほどそういう面もあったし、それは実際、登校の状況としても、もう遅刻や校長室登校ばかりというか、通常の登校がほとんどできなくなっているのもそうなんだけれども、逆に完全不登校、おうちから全く学校に行けないような状況にもならず済んだというところで、一つ工夫の在り方として評価できるころではありました。ただ、その前の項目でも検討したとおり、適切な連携であるだとか、計画であるだとか、勉強の面での学習指導要領にのっとった勉強に戻していく計画であるだとか、そういったものは欠いていたということ。あとは、不登校重大事態の評価のところにも関わってくるかとは思いますが、校長室登校をしているから、欠席じゃないから、出席だから不登校に当たらないとか、不登校重大事態には当たらないとか、そういう判断を後押ししてしまったのであれば、その面においては問題があるというような評価について記載しています。次

が、5 ページ目の一番下のほう、児童生徒の立場に立った柔軟な学級替えや転校等の対応。本件、大分異常な出席状況が長期化していて、学級替えの検討等も場合によってはあり得たのかなとは思いますが、その前提としての検討や対処を欠いていたために、もうそこまでたどり着いていないということですね。いじめが原因で不登校となっている場合などには、いじめを絶対に許さない毅然とした対応がまず示されなきゃいけないということ。あとは、教員による不適切な言動や指導が不登校の原因となっている場合は、その問題の解決に真剣に取り組むということが前提として置かれているんですけども、これらの前提が果たされていないというところ。あとは、同じく7項のところ、保護者等から学習の遅れに対する不安により進級時の補充指導や進級や卒業の留保に関する要望がある場合には、補充指導等の実施については柔軟に対応と、様々対応することが求められているんですけども、本件においては、やはり教室登校ができない状況が長引く中で、平成30年9月25日に当該児童の保護者とスクールカウンセラー面談で、別室登校について、親御さんが学習や人間関係や時期に不安を抱いているということを伝えている。スクールカウンセラーにおいては、先生方と相談して進めていくという回答があるんですけども、これについて学校側から、具体的な計画であるとか、学習についてのプランであるとかを当該児童保護者に伝えられている形跡はないということ。結局、学級替え等を検討する前提として、いじめを許さない姿勢であるとか、不適切指導について問題を解決する姿勢であるとか、保護者の学習の遅れへの不安に対する対処等、いずれも欠いていたと結論しました。なので、結局大きくまとめると、本件の不登校であるとか、校長室登校であるとか、やっぱり一つ、学校と完全に不登校にさせないための校長先生の工夫というポジティブな面も認められはするけれども、全体として計画性であるとか、あとは不登校に至ったその原因に対する対処というもの、それらが欠けることによって、当該児童やその保護者に対して不安を与えたものと考えられると結論しました。すみません、その次に来る、学校、いじめ防止等対策委員会の検証については、今回は届かなくて、ただ今回、不登校に対する対応という視点で資料を共有して、資料を確認して、この問題、いじめ問題でもあるけれども、いじめ不登校重大事態の該当も問題になるし、そして現に登校状況が異常になっているという、資料5ですけども、というものが早期に学校でも認識していたにもかかわらず、不登校に対する対処という視点でも不足している部分があったというところを確認することができて、なので8 ページ目の星がついているところなんですけれども、いじめ重大事態としての対応、不登校としての対応、そしてこの項目で検討すべきいじめ防止等対策委員会としての対応というものも、いずれも欠いている。それよりも小さな問題と言ったらあれですけども、いじめや不登校としての正面からの対応ではなく、生徒指導マターとして、あまり組織的でもなければ計画的でもない対処が共有されていたにすぎないという、そういう書き方になるかなというのが、今回の章を書いていて、次の章への足がかりとして考えました。以上です。

(小野部会長)

非常に長い間、ありがとうございました。大体もう、これは第2稿ではなくて第1稿に当たるわけで、私たちもあまりよく読み込んでいない中で、甲斐田委員のほうから大体全部概要を説明していただいたんですけども、特に議論したいということについていいますと、最初におっしゃったのは、仲直りの会において、教員の不適切な指導に当たるということが皆さんと認識が共有できるかどうかということでしょうか、第1点は。甲斐田委員に私質問しておりますけれども、甲斐田委員、聞こえますか。

(甲斐田委員)

不適切な指導に当たるという点については、共有できているんじゃないかなという認識ではいたんですけども、その点からもってやっぱり違うというお考えの先生がいたら、それはもちろんそうですし、私が主にその前提に立って委員会として確認しなきゃいけないなと思ったのは、不適切な指導に当たる点、教職員の不適切な言動や指導が不登校の原因となっている場合という立てつけなんですけれども、そこを、私は正直いって原因の一つにはなっていると思っていて、そこを否定するのはどうかとは思いますが、そうではないお考えの委員等の意見があれば、それもお聞きしなければとは思っています。

(小野部会長)

その前提として、不適切な指導というのは、具体的には何を指しておっしゃっているんですか、甲斐田委員は。仲直りの会において、当該児童の発言を中断させたこととかでしょうか。それとも、当該児童についての、当該児童が加害者であるいじめについて問題にしたことということになるんでしょうか。どの部分について、具体的などの教員の行動・言動が不適切な指導だというご主張になりますか。

(甲斐田委員)

それだと、前回共有した私の、分厚いほうの調査報告書でいうと、甲斐田担当部分の前回お出ししたものと、まず10ページ以降が仲直りの会について言及している部分なんですけれども、そこで資料、聴取に基づいて仲直りの会の経緯について事実認定をしています。今お話に出ているところは、16ページ、オ、仲直りの会の問題点の項目ですね。そこでもって、いじめ防止対策徹底学校教育部長通知であるとか、いじめ防止マニュアルであるとか、ハンドブックを引いた上で認定した事実に基づき、これらに反するものだというところを、マニュアル、ハンドブックの内容を引用して指摘しています。ですので、18ページの一番下のほうが、それら検討の結果をまとめたものということになるんですけれども、結局この仲直りの会は、当該児童が後に保護者や校長に対して述べているとおり、当該児童にとって仲直りを無理強いされ、多数対1で一方的に責められたと感じる等の苦痛を与えるものとなった。仲直りの会の初めの時点で、当該児童の落ち度を複数指摘し、括弧で強調して、お互いの反省・謝罪を求め、これに応ずることができず泣きながら自らの言い分を述べようとする当該児童の発言を教員が遮るとの経緯からは、関係児童らの内省を深めることもできず、今後の関わり方が重要であるとの自覚を育むこともできなかつたと考えられる。仲直りの会から4か月ほどたっても、当該児童が仲直りの会を想起した際、涙ぐんで興奮したり、急に興奮状態になる。これは後から言った話ではなくて、当時の担任のメモや当時のスクールカウンセラーの面談記録から確認できる事実として、当該児童が4か月たっても非常に、この仲直りの会によって心情を傷つけられている、これを学校が把握しているという記録があるというところから、この不適切な仲直りの会が当該児童の心情を深く傷つけていったことが事後の記録からも見て取れるという、そういったところですね。結局、ここの最後尾で今の議論の先取りはしているんですけども、本件がいじめ重大事態に至った原因・経緯として複数の出来事があるって、いずれも単独の原因とすることはできず、何が何割影響したということをお断ずることも、確かに我々の委員会をもってしても困難です。そうであっても、仲直りの会の経緯、その後の当該児童の訴えや行動に照らして、本件が重大事態化したことに、仲直りの会における学校の不適切な対応が大きな影響を与えたことは明らかであると考えます。その部分が、先ほど小野部会長よりお尋ねのあった、つまり今回の仲直りの会が教職員の不適切な指導に当たるというところに対応する部分であると考えます。ですので、ただ、結果として児童の心情が傷つけられた

というところももちろん問題なんですけれども、参照すべき指導要領であるとか、マニュアルであるとか、そういったものに一義的に反するような仲直りの会の運営の在り方があったというところが不適切指導と評価される部分と、そういうことになります。

(小野部会長)

ありがとうございました。今の点について、各委員のご意見を伺いますけれども、安保委員、いかがでしょうか。

(安保委員)

今のというか、少し全体的な話でもよろしいですか。甲斐田委員の非常に丁寧な執筆には大変敬服いたします。ただ、何というか、ちょっと広がり過ぎているような気もして、もともとは多分、これ校長室登校の是非みたいな、その評価が前回までのお話だったと思うんですけれども、不登校の話になっているというところで多少違和感があります。不登校かどうかというのは、11月の下旬になってようやく不登校に該当するかどうかというところで、それ以前は休みがちという状態で、校長室登校という形を取って実際は登校していたということなので、ここで甲斐田委員がいろいろ引っ張ってきている、これこれこうすべきだ、これこれこうすべきだっていうところできていなくても、それはしょうがないんじゃないかなというところがあります。それから、実際不登校という視点で教職員から話を聞いたわけではないと思いますので、例えば計画性がなかったのかとか、そのほか甲斐田委員がなされていないと判断することの根拠とか、その辺が確かめられていないので、あまり踏み込んだ記述というのはいけないんじゃないのかなと思いました。以上です。

(小野部会長)

次に、高田委員、いかがでしょうか。

(高田委員)

どうもありがとうございます。全体ということではなくて、甲斐田委員が一番気にしている、2ページ目のイの部分ですけれども、これマニュアルからすれば、やっぱり体罰・暴言というほうがメインのような気がしますし、なおかつ懲罰・懲戒処分も含めて厳正な対処が求められるような教職員の言動ということだと思いますので、この事案は、確かに仲直りの会が不適切な指導であったというのはよく分かるんですけれども、この文言を当てはめるのはちょっと無理があるんじゃないのかなと感じながら聞いていました。こういうことを持ち出すのではなくて、やっぱり仲直りの会のことに言及するのであれば、普通にその後うまくいかなかったり、児童の心情に即した記述のほうがいいのではないのかなと感じていました。以上です。

(小野部会長)

次に、リモートの鈴木委員、ご意見をお願いいたします。

(鈴木委員)

聞こえますか。ありがとうございます。本当に丁寧に甲斐田委員にまとめていただいて、本当に力作だと思います。ただ、今お二人の委員からもありましたように、仲直りの会そのものの役割というのはやっぱり非常に大事で、それがその後の状況に影響を与えたというのは確かに事実だと思います。ただ、恐らくこの仲直りの会の経緯というか、経過というか、全体として、例えば1年生のときの登校状況ないしは5月以前の状況、それを踏まえたところを指導も入れたということがあったので、多少膨らんでしまったところもあると思います。そういったところで、ここの5月の時点のいじめの訴えのみの資料であればさらに望ましかったと思うんですけれども、その前提としての経緯、それを踏

まえての指導があったということなので、ある程度仲直りの会そのものには意義はあったと思うんです。ただ、実際の指導の経過というのは、多少は課題もあったと思います。ですので、甲斐田委員の記載なんですけれども、私は全体を読ませていただいて、もうちょっとコンパクトというか内容を絞った形でまとめられるといいのかなと。例えばその目的であったりとか、会実施の前提であったりとか、聴き取りの状況とか、そういった経過を踏まえて記載されると、なお、我々というか答申として、今後の再発防止の参考になるのではないかなと考えます。以上です。

(小野部会長)

次に、新免委員、お願いします。

(新免委員)

私は、基本的に甲斐田委員のこの文書の中身で特に異存はないんですね。それで、小野部会長の質問、それから安保委員の質問的な意見、意見的質問、それから高田委員のご意見、そして鈴木委員のご指摘、それらを聞いていて、私たちが今まで行ってきた議論がまたここで繰り返されて、だから私たちはなかなか着地点を見つけないでいるということが、今また改めて明らかになったのかなと思います。仲直りの会、学校としてはそういった形を取るということは、多分いろんな学校で、いろんな形で行われているとは思われますけれども、やっぱり教師と児童との関係というのは、これはなかなか対等の関係にはなりにくいし、私がここ数回言っているような、子供の意見表明権という観点からすると、仲直りの会というもののやり方については、それが非常に有効であるという見方そのものを相対的に見直す必要があると、私は思っています。一つのこういった手順を学校側が、あるいは先生たちが、あるいは管理職の方がそのような手順をきっちり守れば守るほど、当事者を苦しめ、そして疎外していく結果になったと、私は理解するわけです。そういった疎外された側、疎外されたと感じている側にとってみれば、やはり底知れない寂しさを感じるだろうし、それは私の感想だと言われたらそれまでだけれども、私は本当にそう思っているんですよ。底知れない寂しさというか、もっときつい言い方をすると、世界全体が、周り全体が自分に向かってきて、自分が一人ぼっちになっている、お母さんとともに。そのような寂しさがあったと、私は感じております。とにかく学校は制度です。組織です。学校側という表現は特に、それは正にアドミニストレーション以外の何物でもない。自分たちのやり方、秩序、手順をやろうとすればするほど、当事者は苦しむ。私はそのように皆さんのご意見を聞きながら感じました。ですから、不適切な指導ということの中身を問われても、これが不適切だと言っても、そういった議論をしてもあまり生産的ではないような気がします。とにかく我々としてはちゃんとやっているじゃないかという、そしてまたもっと極端に言えば、我々何も法律に違反なんかしてないよというのが学校側の言い分なんです。そういった立場に立っているのが、私には強く感じられるんですけども、そうしたら自分たちは幾らでも自分の身を簡単に守ることができるわけです。どんな問題が起こっても自分たちの身は守られる。こういった仕組みが問題じゃないかなと、私はそのように強く感じました。それからもう一点、ごめんなさい、甲斐田委員が作成した文書で、これもまた大事なことだなと、これも私が前から言っていることでもあったんですけども、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携・協力の項目があります。これは第2章本件事案の検討に始まって、3番の項目は児童に対する学校の認識・対応と、あとずっと続いていて、スクールカウンセラーのことなどについて、甲斐田委員の言葉というか作成された文言ですけども、いろいろ述べて、そして以降4項目のとおり、学校を長期で不登校及びその予兆の段階において、速やかにアセスメントを行い、組織的対応、スクールカウンセラーとの連携を

取ったりすることが要請されていると。これは本当にそのとおりだと思います。しかし、本件においては、散発的なスクールカウンセラー相談等があったことは確認できるものの、アセスメント、組織的対応を行ったとは見受けられない。これは正に私自身、たしか安保委員とご一緒にスクールカウンセラーの方の聴き取りを行ったんですけれども、私は大変な仕事をされているなど思いました。しかし、やっぱりせつかく生徒と向き合うというお仕事をされているながら、それが学校組織の中に、教員の間、きっちりそれが共有されにくかったんじゃないかなと思います。そういったことが、ここで言うところの組織的対応が行われたとは見受けられないという発言とつながっていると思います。実際、スクールカウンセラーが一生懸命仕事をされているということは私にもよく伝わったし、でも、そのご自分の苦勞している仕事が管理職の教員、あるいはほかの教員と共有されていないという、そういったものを私は感じたわけであります。いずれにせよ、私の聴き取りの印象からしても、この甲斐田委員のその指摘は非常に重要な部分で、学校側は法律違反したわけじゃない、でもだからといって、自分たちは正しいなんて言い切れない。それが私が前回発言した、形而上学的な良心の問題に関わってきているんじゃないですか。そこをお認めいただきたいなと私は思いました。以上です。ちょっと長くなりましたね。

(小野部会長)

ありがとうございました。伊藤委員、ご意見をお願いします。

(伊藤委員)

聞こえますでしょうか。前の会議が押してしましまして、遅れたことをまず謝罪いたします。すみませんでした。途中からの参加になりましたので、文脈がちょっと読み取れない部分がございますけれども、議論をお聞きする中で、私の感じたことを申し上げたいと思います。まず、今甲斐田委員には、この調査報告書の、今日は多分、第2章の追記していただいた第1稿の部分をご説明いただいたものと思います。まず、私からも前回のこの委員会の中でいろいろとお願いした経緯もあり、第1稿にかなりの追記をお願いしているところですので、全体としてまだ執筆途中の甲斐田委員の原稿が今回議論されたということであると、まだ第1稿に当たるような現状ではないかなという認識で拝見しました。そういう中で、今後、今非常にご丁寧に作成していただいた甲斐田委員のこの第1稿ないし第2稿に当たる追記していただいた部分も含めて、よりポイントをコンパクトにまとめていただくのは、各委員からお話があったように、さらに今後の第2稿、第3稿に至るところで修正とかしていただく中で、さらに効果的にまとめていただければいいのかなと感じました。

その上でですね、一つだけ、仲直りの会が話題に上がってましたので、私がここまでの議論で認識している部分について確認のために申し上げたいと思います。この仲直りの会の評価については、もう既に何度もしてきたことだと思います。これは非常に安易な設定であったし、いじめの対応としての学校側のこの仲直りの会は不適切だったっていうことは既に確認されたんじゃないでしょうか。例えば、マニュアルの中ではいじめの聴き取りがあって確認をされたというときに、まず学校側が児童に真摯に謝罪して、怖かったねと、それに対して守ってあげられなくてごめんねというですね、こういう姿勢を示して、安心感を与えて、まず二度とこういうことがないようにするからねっていう、その姿勢をですね、示して、子供に安心感を与えるということがマニュアルにはありました。でも、そういうことはないですよ。実際には今回、全くそういうことが行われていない。そして、5月16日からですね1週間後ぐらいにですね、行われたこの仲直りの会で、どっちもどっちと、あなたも悪いところあるよねというようなですね、こういう仲直りの会の在り方は、これは安易であったという結

論が前回出たはずですよ。これまでの議論の中で。出てきたはずですよ。ですから、いじめ対応としてのこの仲直りの会は不適切だったんじゃないですか。私はそこをちょっともう一度確認したいと思います。私はそういう認識でしたので、甲斐田委員がご説明いただいたこうした文脈については私は甲斐田委員のおっしゃるとおりだというふうに思っていました。あとは、文章上のそうしたまとめ方の問題だというふうに思ってます。私の認識は以上です。

(小野部会長)

はい、ありがとうございます。最後に私の意見としては、高田委員とまあ近いんですけども、3ページの1行目の不適切な指導に当たりという部分について、これ、前のページの2ページの下から8行目ぐらいの体罰や暴言等、不適切な言動や指導は許されずってところの不適切な指導という意味だとすると、ちょっとこれには当たらないんじゃないかなと。つまり、体罰や暴言と同程度のような不適切さがないと、ここには当たらないのが通常読み方じゃないかなというふうに考えているところです。その点については私の意見は以上ですけれども、これで第1点についての甲斐田委員の確認したい点を全委員から意見を聞きましたけれども、よろしいでしょうか。何か甲斐田委員のほうからコメントが。

(甲斐田委員)

それぞれご意見ありがとうございます。そしてご意見いただいておいてあれですけども、そうすると、付け足して申し上げないとなというようところが大分出てきたのでお話しさせていただきます。まず、安保委員のですね、つまり不登校に当たるのかどうかというようところがもう11月末の話だというようところについてはですね、そこはたしか不登校の定義について形式的に判断した場合はそう取られるおそれもあるというようことで、これは2ページ目のウの4段落目か、なおのところで言及しているところなんですけれども、不登校に該当すると認識すべきであった時期については、この黒丸項ってというのは不登校重大事態の日数検討のところと言及されることとなると思うんですけども、この不登校支援通知においても形式的な30日の完全欠席から不登校などというよう前提は取っていない。この支援通知を活用した援助については、早期支援の重要性という項目をきちんと別立てで置いた上で、予兆への対応を含めた初期段階からの組織的、計画的な支援が必要というところは明記されております。見れる委員は、資料5、ファイリングしてある資料5をぜひご覧いただきたいんですけども、この資料5ってというのは、今回のこの委員会始めたときの当初の段階で出された学校の認識する当該児童の出欠状況の一覧表です。本件事案の、何というのかな、頭在化後であるとか、出席日数が議論となったときのいろいろ付け足した資料ではなくて、シンプルな当該時点における学校の認識に近い資料であるというふうに受け止めています。この資料の5を一見すれば、もう6月25日から出席状況が、この子は2年生の4月から6月22日まで皆勤賞なんです。無遅刻無欠席なんです。これが6月25日からもうほぼ3日か4日しか正常な登校ができなくなっていて、全て遅刻か欠席というよう状況になっていて、これ、6月、7月の時点で予兆も感じられないなんて、それは何というかな、この状況で予兆もないなんていうような、そういうよう受け止めはさすがに認めるわけにはいかないです。というようところで、不登校としての対処が必要であったというようこと的前提は、そこを踏まえた上で不登校としての通知にのっとった対処が必要というよう前提を立てている。これがまず最初にいただいた安保先生のご意見に対する私の意見です。じゃあ次行きます。高田委員と小野委員からいただいた2ページの下のところ、教職員による体罰や暴言等、不適切な言動や指導は許されず、教職員の不適切な言動や指導が不登校の原因と

なっている場合は懲戒処分も含めた厳正な対応が必要であることというようなことが不登校が生じないような学校づくりという支援通知の中で注意喚起されています。今回の仲直りの会における対応が体罰や暴言には当たらないのではというようなところ、あるいは懲戒処分も含めたような厳正な対応が必要なものとは思われないというようなところから、この項目についての言及に否定的なご意見というふうにお聞きしましたがけれども、まず、体罰や暴言に全く限っていない、体罰や暴言等というようなところで、体罰や暴言そのものではなくてもそれに比肩するようなものであるだとか類する性質を持つようなもの全般を含むというふうに読むべきだというふうに考えます。その上で、直接の体罰や、直接バカとかアホとか暴言と評価できる発言をすとか、そういう方法ではなくても、不適切な発言や行動で児童を苦しめることができますよね。現に苦しめられている、あるいは子供によっては先生にビンタされたぐらいでね、そんなに根に持たない、気にしないような子供もいるかもしれないし、そういうシチュエーションもあるかもしれないけれども、今回の仲直りの会、何の前触れもなく、自分の落ち度を言われて、握手を、そうですね、シチュエーションからいって強要といってもいいかとは思いますが、仲直りを強要されるような、そういういきさつでもって、体罰や暴言と同等、それ以上に児童生徒の心情を傷つける、苦しめることができるし、本件はそれに当たるような事柄であったんですから、形式的にね、体罰や暴力的な言葉だけというようなことではなくて、やっぱり体罰や暴言などの中に含まれる、類する性質を持つ不適切な言動、指導であったというような評価は十分可能であるというふうに思います。あと、懲戒処分も含めた厳正な対応というようなことなので、今回、懲戒処分の必要性までは踏み込んでいません。私が第三者の委員ではなくって、当事者であるだとか、その学校に子供をやっているとかがあれば、このような仲直りの会をね、させた先生が何の懲戒も受けずにまたそんなことするのかと思ったら懲戒してほしいというふうにはね、思うかもしれないですけども、第三者委員の立場としては、その他の問題性等を知らないにもかかわらず、懲戒をするべきというところまで踏み込むのは不適切だと思って、そのようには書いていません。けれども、懲戒まではいなくても、厳正な対応、何かっていったら、二度とこんなことはするなってことですよ。二度とこういう、こんな分かりやすいマニュアルにもハンドブックにも書いてあるような典型的な不適切な仲直りの会の運営とかを繰り返すことはするなど。そのような指導はあってしかるべきだし、これからだとしてすべきだと思います。そういったところで、今回の教職員による不適切指導が不登校が生じないような学校づくりという面で問題があったというような言及は必須であるというふうに考えて書きました。が、高田委員、小野委員のご意見に対するアンサーです。あとはそうですね、鈴木委員、伊藤委員からもコンパクトにというようなご指摘もあって、それは自分でもそうだなって思う面はあるんですけども、何ていったらいいんだ、つまり自分なりに骨子、筋道、資料全体の流れをつかんで書き述べると、つまり主観的であるだとか根拠であるだとか、そういったものを求められますよね。でも、そうすると各証拠とその根拠たるところの通達類、マニュアル類を一つ一つ引用して整理すると、どうしても長くなってしまいうようなところで、私も原稿を書いていて悩ましいところではあるんですけども、ですので今段階の書き方としてはなるべく証拠や根拠となる通達類、マニュアル類の文言は引用しながら書いていこうと思います。それで、私が主観的に判断したものではなくって、根拠を持って判断してるということを各委員にご理解していただくと幸いですというふうに思います。最終的に答申にまとめる段階において、各委員の証拠や人物や資料、通達、法令類の引用の仕方と平仄を合わせる、当然ですけども、書き方の形式として合わせていく中で削っていくことになるのかなというふうには思います。私から以上です。

(小野部会長)

甲斐田委員の議論したい点の1点だけでこれぐらい時間たってましたけども、ほかにはよろしいですか。全体的に甲斐田委員の本日、前回から今回までの間に私たちに配付された執筆部分については全体の説明をいただいたけども、そのほかに特に他の委員からの意見を聞いておきたいとか迷っている点があるという点があれば議論しますけれども、これでよろしいでしょうか。甲斐田委員、よろしいですか、それじゃ。

(甲斐田委員)

そうですね、はい。

(小野部会長)

じゃあ、これに対してまた皆さん、今日の出た議論も含めて気づいた点をまた書いてもらう機会もありますので、それはまたその議論のときにまた出てくると思いますので、取りあえず、じゃあ甲斐田委員の担当部分についての議論については以上にします。次に、私の執筆担当部分について移りたいと思います。そして、既に鈴木委員、安保委員などからはもう気づいた点のご指摘をいただいていますけども、取りあえずまだそれをお聞きしていない前提で少し皆さんに議論いただきたい点を出したいと思います。すみません、ちょっと資料がごちゃごちゃしてまして。すみません。私の第2稿についてですね、私の担当は第3章再発防止に向けた提言なんですけれども、第1稿の後に皆さんというんな議論をした中で、こういったものも加えたらとかいう、あるいは修正のご意見を踏まえて、部会の議論を踏まえた上で第2稿を書いております。1ページ目の2のところ、本事案から浮かび上がった問題点の(1)として子供の意見表明権の尊重という点で不十分な点があったのではないかということを書いております。この点について、私のほうでも自分なりに調べてみたんですけども、それをここに書きました。子どもの権利条約12条ということを書いたんですけども、これを引用して書いている中で、一つ皆さんに教えていただきたいなと思ったのは、ここでは12条を見ると、自己の意見を形成する能力のある児童が云々かんぬんで意見を表明する権利を確保するというふうになってるんですね。それで、結局、本件の場合では、子供の意見表明権という場合に、当該児童あるいは関係児童、いずれも小学校2年生だったわけなんですけども、このぐらいの年齢の児童で、今ここで書いてある自己の意見を形成する能力のある児童と言えるかどうかという点がちょっと私としてはよく分からなかったんですけども、委員の皆様からこの点についてご意見を伺わせていただければと思います。また安保委員からお願いします。

(安保委員)

小学校2年生が本人の意見をきちんとと言えるかどうかということですかね。尊重されて、当然やっぱり、したいとかしたくないとかっていうレベルでの判断は持つでしょうから、私はこれは尊重されていいんじゃないかなとは思っています。以上です。

(小野部会長)

高田委員、お願いします。

(高田委員)

心理学や弁護士などの学者さんの間では、子供の意見についていろいろ議論されているようですが、一つの考え方として生後2か月ごろより赤ちゃんに形成される愛着行動が最初の子供の意見表明だというものがあります。赤ちゃんは生後2か月ごろより外界を認知できるようになりますが、側に居てほしいとか、あやしてほしいなどの表現が出てきますが、そのような表現そのものが子供の意見で

あるという捉え方です。なので、考える力が未発達でうまく言葉にできない幼少期でも、自分の感情を表現することも含めて全て子供の意見と捉えましょう、となっていますので、当該児童が嫌だと感じたとか、学校に行きたい、登校したいなど、そういう自分の気持ちを表現することを意見表明として捉える必要があると考えます。

(小野部会長)

鈴木委員、いかがでしょうか。

(鈴木委員)

この自己の意見を形成する能力という部分がやはり子供たちの年齢というか、発達段階においてそれぞれ違ってくると思います。単に好きとか嫌いとか何をしたいとかっていうのも意見だし、そういった具体的な意見から、年齢が上がってくると多少抽象的な意見というふうに変ってくるので、その年齢に応じた意見というのは成立すると思います。以上です。

(小野部会長)

新免委員、いかがでしょうか。

(新免委員)

子供の意見表明権は伊藤先生が時系列でいえば一番最初にそのことに言及されたわけですがけれども、私もそれは非常に重要なことであると認識して、ほぼ毎回のようになんて発言をしてきました。ここで再確認あるいは再認識しておきたいことが幾つかあるんです。なぜ子供に権利があると言えるのか、これは非常に厄介な面倒な議論でもあります。でも、その議論をしないといけないわけです。法律学の世界、これはまあ小野先生がそのご専門でいらっしゃるわけですがけれども、子供に権利があるということ自体が問題ある発言になるかもしれません。伝統的な法律学の考え方では、間違っておればご指摘ください、伝統的な法律学の考え方では、子供に権利はそもそもない考える傾向があります。というのは、権利を用いることができるのは合理的な判断能力を持っている人についてだけであるというふうに、そういった前提が感じられる、私には。間違っておればご指摘ください。子供というのは合理的判断能力は持っていないから、そもそも権利を論じることはできない。したがって、子供については権利ではなくて、大人の考える最善の利益だけを保障すれば十分なんだ、大人の言うことは聞くもんだというのが伝統的な考え方だったと思います。しかし、子供の、人間の権利です。子供は人間でしょう。もちろん子供という単語は、英語でも、あるいはそのほかの言語でも中性名詞で扱うことが多いですけども、そのような言語学的なレベルのことはともかくも、古代社会では子供そのものは命の塊なんです。年を取った人間が子供に、あなたの命の場所を教えてくださいという、そういった問答さえあるんです。私はそういったことを専門にやってきたので、古代文献をあさってきたので、私はそういったことをはっきり強調しておきたいし、それが原点につながっている問題です。とにかく権利にとって重要なのは、合理的な判断能力があるかどうかでなくて、周りに働きかけて、周りからレスポンスを引き出せる力をその人が持っているかどうかだということだと私は思います。つまり、合理的な、大人が言うところの合理的判断能力がなくても、周りに訴え、働きかける力さえあれば権利を論じることができるんだということなんです。なぜ合理的判断能力でなくて、周りに働きかけて周りからレスポンスを引き出す力ということなのかですけども、ここで皆さん方はご自分なりに子供の発達の姿について考えていただきたいと思います。子供は、我々大人と違ってお腹がすけば泣くし、寂しければ泣きます。当たり前のことです。それはお腹がすいても泣きさえすれば、気がついた大人がいれば何とかするかもしれないと、欲求を何らかの形で満たしてくれるんじゃない

ないかという、そういった期待を持っているからです。子供がそのことを理解しています。そして、大人が自分の欲求に気がついて、自分の欲求を満たしてくれると、子供はその大人からの応答を自分の体の中に、自分の肉体の中に取り込んで、そして成長していくんですよ。そうした発達のプロセスをとるわけなんです。例えば指差しも、以前、委員会で発言しましたが、立派な子供の行動です。まだまだハイハイしかできない赤ちゃんも、何か自分が欲しいもの、それは何でもいいんだけど、そういったものがあつたら、それに向かって手を伸ばすじゃないですか。それを見ていた大人は、ああ、何々ちゃん、これ欲しいんだねと言って、みんなかわいがるじゃないですか。それを赤ちゃんのところに持っていくわけです、大人は。当たり前のことです。そういったことを繰り返しながら、子供は自分の世界を把握していくわけです。そういう仕方でも自分の世界観を広げる、そういった生き方をし、子供は生きる力を実は持つておるんです。子供の発達の要素は全て指差しの中にも含まれてるかもしれませんが、そういった意味では、子供が欲求を外に出して、周りの環境に働きかけると、周りの大人はその表明された欲求に応じて、子供はその大人の反応を見て自分の中に取り込んで成長していきます。当たり前じゃないですか。そういったことが十分できないから、今のちっちゃな子供たちは苦しんでるでしょう。それが発達の具体的な姿です。欲求さえ表明できれば権利があるといいていいと、私はそこまで実は思ってるんですけども、これは子供の発達の基本形となる欲求の表明として、やっぱり権利として認めるべきだというのが私の考え方です。こうした欲求の表明と大人による反応を自分の中に取り込んでそれを深く考えていく、内面化していくというのは、子供の発達の全ての側面と全ての段階で私は当てはまると思うんです、それぞれなりに。学校の授業は、例えば教師が面白い授業をして材料を見せて、ああ面白そうだ、子供が喜んでくれたら教師冥利に尽きますけども、その言葉をつかまえて教師がまた質問をして次々話が展開されていきますね。その中で、子供が教師による反応を自分の心の中に取り入れて内面化する仕方でも知的な発達していくわけですよ。その知的な発達も、体の発達とか精神的な発達も全て欲求表明、それから応答、それから応答を内面化していく、そういった作業を経ていくことに全然変わりはありません。まず、子供にはどんなことでもいいから、その欲求とか要求を自由に表明させることです。ただし、子供は特定の間人間関係の中でしか生きることができません。特定の間人間関係の中で、親に対して、あるいは周りの大人に対して自由に意見を表明する、あるいは欲求を表明するわけですけども、そういうことが十分になればやはり子供の発達にとってあまりよろしくないとは私はそう考えるわけです。とにかく大人と子供との関係、大げさに言えば人格形成の関係ですけども、それを子供に保障することです。そうすることで子供の人間として成長と発達が展開されていくとは私は理解します。そのような子供の欲求表明、意見表明から子供の権利の全体像が浮かび上がってくるし、これは日本の社会が本当に考えないといけないことです。小学校側がいろんなマニュアルを使って「こういうことをやります。」「スクールロイヤーを置きます」、「カウンセラー置きます」、「困ったことがあれば何でも言ってください」と言っても、何かずれてるんですよ。制度をつくらせてるだけなんです。もっと子供と向き合わないといけない。そういった観点から見ていくと、子どもの権利条約っていうのは国連のこれは日本はちょっと批准が遅れたけども、非常に重要な宣言だと思います。もちろん罰則規定は直接上がってはいないけども、国内法でそれは実施するのが主権国家の責任ですね。あるいは法治国家の責任です。あるいは国際社会で名誉ある地位を得たいと日本国は言ってるんだから、日本国憲法で。そういった日本国が本当はそういったことを真剣に考えないといけないことです。私と同じような考え方を持つて文部官僚がいたら、私はその人を尊敬するけど、文科省にそもそもそんな人おるか。あるいは今の学校の管理職にそんな人が

おるかな。とにかく真剣に考えていきたい。そういったことを考えるということは我々大人もまたより良く生きるために必要なことなんです。そういった認識が必要だと今申し上げました。以上です。長くなってごめんなさい。

(小野部会長)

ありがとうございました。甲斐田委員、どうでしょうか。

(甲斐田委員)

意見表明権ので、ちょっと引用した翻訳と何か私が思ったのとちょっと何か感覚が違って、今、泥縄で条文の翻訳等、調べてみたんですけども、つまりこの1ページ目の子どもの権利条約12条の引用なんですけれども、児童が自由に自己の意見を表明する権利を確保する。これは保障するというふうに訳しているのもあるんですけども、特にこの違い、大事だなというふうに思ったのが児童の意見はその児童の年齢及び成熟度に従って、ここでは相応に考慮されるっていうふうにあるんですけども、正当に重視されるというような訳文も見つかったんですよ。ちょっとすみません、批准してないんですけど、ちょっと英語も不調法なもので、正しい訳文がいずれなのかは分からないんですけども、今回の事案との関係ですごく大事なのが意見が表明できる、それもすごく大事なんですけども、それが正当に重視されていたかどうかというところで、そこが欠けていたところが今回の問題との関係で、この子供の意見表明権について言及しなきゃいけない理由なんじゃないかなというふうに思いました。当該児童は、意見は本当言ってるんですよ。いろんな方法で親にも先生にも伝えようとしてますよね。今回されたことが、されたことをね、親に伝えてる、先生に伝えてることもそうですし、それをいじめというふうに言っていることもそうですし、生きていても何もいいことないよ、死にたいよっていうようなお手紙を親御さんに渡して、親御さんを通じて先生に渡すっていうようなこともね、分かっている、あとは資料でいうと、校長先生につくった資料として、例えば資料5の3の4ページ目ですけども、これは校長先生が当該児童の親御さんから受けた電話のメモというような形ですけども、6月28日っていう不登校状態が始まって3日たった直後の時期に、3人になるといじめられたことを思い出す、怖いっていうような遅刻や欠席の理由についてね、親御さんから伝えられている、本人がそう言ってるっていうことを伝えてるっていうようなことで、いじめに遭ったっていうようなことも、死にたいっていうような気持ち、それで教室登校ができなくなってるっていうようなことも当該児童は何度もいろんな形で表明、伝えていきます。ただ、それをね、表明だけはさせてもらえたって、曲解されたり無視されたりしたら意味がない話ですよ。それらの訴えについて、2年生のね、小学生ですけども、大人の都合に合わせて違うんだとか、そういう意味だとかいうふうに決めつけずに、きちんと正当に、まさしく権利条約にのっとり正当に重視する姿勢、それが欠けていたっていうのが本件における子供の意見表明権に反した対応があったということの問題点の根幹ではないかというふうに思います。以上です。

(小野部会長)

ありがとうございます。伊藤委員、いかがでしょうか。

(伊藤委員)

弁護士の先生を前に、まず私が申し上げるのも非常に申し訳ないんですけども、日本政府が94年に批准した国際条約である子どもの権利条約、児童の権利に関する条約ですね。これが国際条約ですから、まず大前提として教育基本法などの国内法よりも上位にあるわけですね。ですから、教職員も含めて我々大人がですね、日本国民がこれを遵守する責務があるということをまず前提として踏ま

えておきたいと思います。その上で、この権利条約におけるこの12条の子供の意見表明権ですけれども、実は94年のですね9月17日に子どもの権利委員会が乳幼児における子どもの権利の実施勧告というものとですね、95年に同じく子どもの権利委員会が一般的注釈の第7号ということでこういうことを言っています。条約が認める全ての権利は、最も幼い子供を含む18歳以下の全ての者に適用されると。つまり、乳幼児を含めて、この12条を含めてですね、全ての権利が、まあ大きな子も小さな子もですね、適用されなくてはならないということ。ですから、まず意見を表明できるできないという、当然年齢によって違いがありますね。言葉で表明できるかできないか、それは年齢相応にきちんと大人が受け止めて、その権利を酌み取って保障していく必要があるということになっています。まず、この今回の事案の対象となっている子供たちの年齢ということを考えましょう。そうすると、小学校2年生、何度も取り上げてきたとおりです。この年齢のお子さんが例えばですね、先生から聴取をされると。そこで誰もがきちんと意見を言葉にまとめて言えるとは限りません。ここで私の家の子供の例を出して申し訳ないですが、小学校4年生ですけれども、場面緘黙がありまして、学校の先生に問われたら一切口を開きません。話すことができないんですね。ですから、じゃあそういうお子さんたちの意見を酌み取らなくていいのか、そういうことじゃないですね。こういう子供たちも日常の行動や言動から表現しているわけですよ。大人たちはそれを酌み取っていく努力をしなきゃいけないし、その前後の、前後というか、今回の事案でいえば、この当該児童がですね、例えば家庭で、先ほど甲斐田委員もおっしゃったように、怖いだとか、いじめられたという訴えをしている。それから、いろいろ納得できないところもあって、またその後の6月の出来事もあるんですね、不登校に至っている。そして、お手紙を書いている。死にたいというような内容のお手紙を書いている。これ、全て子供が示した意見としてきちんと表現をですね、意見として大人の側が受け止めるということですね、この権利条約、権利委員会は求めているわけですね。じゃあそれができていたのかということが大事になってくると思います。そして、もう一つですね、こうした低年齢のお子さんの意見をどう保障していくのか。その方法として、もうこれは日本政府もきちんと示していますけれども、例えば子供の意見表明支援員を制度的に位置づける必要があるんじゃないかということで、アドボカシーというですね、代弁者の存在というものをですね、大事にしていかなきゃいけないということがもう既に制度的にも今検討されているということなんですね。一番身近な例でいうと、このお子さんの代弁者はお父さんであり、そしてお母さんなんですよ。例えば私の家の子供も、学校の先生には何も言いませんけども、うちに帰ってきたら山ほどいろんなことを教えてくれます。お子さんというのは一般的に一番心を開いた方に全てありのままに出来事をお話しし、本来の自分の本当の気持ちを言うことはできますよね、おうちの中で。そのお話を聞いたご家族のこの代弁というものは、子供の意見として学校の教職員は受け取らなきゃいけないわけです。じゃあそれができていたかということがやはり問題だと思います。つまり、先ほど甲斐田委員もおっしゃったように、そういうお子さんの前後、まあこの出来事後の行動や言動、そしてお手紙、そしてご家族による代弁をですね、きちんとですね、受け止めて、そしてそれを考慮したのか、それに対応したのかということができたかどうかの問題だということになるというふうに思います。以上です。

(小野部会長)

ありがとうございました。私の執筆担当部分について、委員間で方向性を整理したい部分というのは以上1点でございましたので、この程度にさせていただきます。それでは、ここからの議論は、非公開で行います。傍聴の皆様、報道関係の皆様はご退室をお願い申し上げます。

〔傍聴者、報道関係者退室〕